

平成 29 年度（第 6 事業年度）の事業報告書

平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 5 月 18 日

特定非営利活動法人子どもシェルターレラピリカ

1 事業の成果

今期は、子どもシェルター「のんの」において、のべ 16 名の子どもの受け入れを行いました。

また、全国子どもシェルターネットワーク会議が沖縄で開催され、当法人のスタッフ 1 名、当法人の活動にかかわる弁護士が出席し、子どもシェルターの活動について情報交換を行うことができました。

さらに、子どもシェルターに関わる弁護士の育成のために、弁護士の活動を解説したマニュアルを改訂するとともに、実際のケースを用いた研修会を行ったり、スタッフと弁護士が自立援助ホームや地域小規模児童養護施設を見学させていただき、今後の活動の参考にさせていただきました。

また、子どもシェルターに関わる弁護士、スタッフ及びボランティアの育成のために、札幌医科大学保健医療学部看護学科の准教授の澤田いずみ氏より、15 歳以上の高年齢女子児童とのかかわりについての講演をしていただきました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
① 子どもの シェルター の設置運営 事業	いじめ、体罰、虐待等の困難な事情を抱え適切な帰宅先のない子ども達が、資質、技能を有する職員の援助のもと、明るく衛生的な環境において生活できる施設を設置し、これを運営する。	(A) 3 月 1 日～3 月 31 日 (B) 札幌市中央区 大通西 12 丁目 北海道高等学校教職員センター 5 階及び 子どもシェルター「のんの」 (場所秘匿) (C) スタッフ 5 名+ 弁護士 30 名	(D) シェルター利用者 (未成年女子) (E) 2 名	1,961.200
② 子どもに 対する一時 保護事業	・虐待等で家庭における養育が期待できない子どもの一時受入等、児童相談所の行う一時保護の受入先となる施設を設置し、これを運営する。 ・その他、保護の必要な子どもの一時受入れ業務。	(A) 3 月 1 日～3 月 31 日 (B) 札幌市中央区 大通西 12 丁目 北海道高等学校教職員センター 5 階及び 子どもシェルター「のんの」	(D) シェルター利用者 (未成年女子) (E) 14 名	1,3728.397

		(場所秘匿) (C)スタッフ5名+ 弁護士30名		
③子どもの 保護育成を はかる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所による試験観察期間中の少年に対し帰住先を提供する。 ・犯罪に巻き込まれた子ども等，帰住先を必要とする子どもに対し帰住先を提供する。 	実施しなかった	(D)シェルター利用者 (未成年女子) (E)受入れなし	0
④子どもの 自立生活に 向けた支援 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設で生活する子どもが，本件施設の退所の際して就業等によって自立できるよう支援する。 	(A)3月1日～3月31日 (B)札幌市中央区 大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター5階及び 子どもシェルター「のんの」 (場所秘匿) (C)スタッフ5名+ 弁護士30名	(D)シェルター利用者 (未成年女子) (E)3名	2,941.799
⑤子ども シェルターの 普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設、リーフレット、ニュースレターの発行、配布 ・講演会、説明会 ・全国シェルターネットワーク会議への参加 	(A)3月1日～3月31日 (B)札幌市中央区 大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター5階 札幌弁護士会館他 (C)8名	(D)全国シェルターネットワーク会議構成員 (E)100名	239.800
⑥子どもに かかわる活 動を行う弁 護士の育成 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事業に関心を持つ弁護士を対象とした研修の実施 ・本事業に関与する弁護士相互の研究会（振り返り研修）を実施 ・本事業に関与する弁護士の活動マニュアルの改訂と配布 	(A)3月1日～3月31日 (B)札幌弁護士会館 (C)7名	(D)札幌弁護士会会員 (E)35人	0
⑦子どもに かかわるボ ランティア スタッフの 育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアスタッフのスキルアップを図るため，専門家を招いての研修や，他施設での研修等を行う。 ・その他，本件事業に関与するスタッフの育成事業一般。 	(A)7月24日 (B)札幌弁護士会館 (C)10名	(D)一般市民 (E)10人	50.000

(2) その他の事業（定款に定めなし）

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
------------------------	----------	---	-------------------

[作成上の注意事項]

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載してください。